

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案

[議事録 3/4]

- ・「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」改正(平成 27 年 6 月)に伴う携帯位置情報と GPS 捜査利用
 - 捜査機関が GPS 位置情報を取得する法的根拠
 - 立法措置の必要性に対する見解

○吉川沙織君

次に、携帯という面で関連してお伺いしたいと思います。



先月、3月15日、最高裁大法廷は、車両等にGPS端末を取り付けて位置情報を捜査する際に令状を取得するか否かの適法性について、令状なしのGPS捜査は違法判決、さらには、令状をもってしてもGPS捜査には疑義があり立法化が望ましいという判決を出しました。

携帯電話のGPS捜査については、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第26条3項にその記載がありますが、そもそもこの第3項の項目は平成23年までは存在しませんでした。当時は、どこにいるかを常に監視されるのではないかとの利用者の不安に配慮し、裁判官の発付した令状だけでなく、携帯電話の利用者本人に対して音やメッセージで位置情報の取得を知らせることを条件として、捜査に使えるためにこの項目を追加しました。しかし、これでは、事前にその捜査の対象者にこれから捜査します、位置情報を追跡しますよというのを画面として出すものですから、捜査には使いづらいです。

平成25年12月10日、犯罪対策閣僚会議は、「世界一安全な日本」創造戦略51ページ、「携帯電話のGPS位置情報に係る捜査の実効性の確保」を閣議決定しました。これを受けた総務省は、平成27年6月、位置情報の取得を利用者本人に知らせる箇所を削除するガイドラインの改正を行ったものです。

個人がどこでどれだけ滞在したかということは極めて高度なプライバシーであり、携帯のGPS情報を取得することによって、捜査対象の範囲を超えた行動までもが把握されることになりかねません。こんな重大な改正が、国会で全く議論されることもなく、また法律改正を伴うわけでもなく、当該位置情報を取得されていることを利用者



が知らないまま携帯電話のGPS位置情報が取得できるような改正が行われていることについて、先月の最高裁大法廷判決も踏まえて伺います。

最初に、警察庁、法務省に伺います。

平成 27 年 6 月のガイドライン改正後以降、先月、3 月 15 日の最高裁判決が出るまでの間、捜査機関が携帯のGPS位置情報を取得するための法的根拠は何だったかを伺います。

○政府参考人(高木勇人君)



警察におきましては、携帯電話のGPS位置情報を取得しようとする場合には、裁判官から刑事訴訟法第 218 条の検証許可状の発付を受け、同令状を電気通信事業者に提示した上で、同事業者が取得した携帯電話のGPS位置情報を取得することを予定したところでございます。

○政府参考人(加藤俊治君)

お答えを申し上げます。

ただいまの警察庁からの答弁と同旨でございますが、捜査機関が携帯電話の位置情報をリアルタイムに収集する捜査については、検証許可状に基づいて行うことが想定されていたものと承知しております。

○吉川沙織君

法務省、検証許可状とおっしゃいましたが、刑事訴訟法第 218 条で合っていますね。

○政府参考人(加藤俊治君)

そのとおりでございます。

○吉川沙織君

では、実際に、平成 27 年 6 月のガイドライン改正後、裁判官から令状を取得して携帯電話のGPS位置情報を取得したことがあるのか否かを警察庁に伺います。



○政府参考人(高木勇人君)

これまで、都道府県警察において、検証許可状の発付を受け携帯電話のGPS位置情報を取得した事例はないものと承知をしております。

○吉川沙織君

実際、ない可能性が高いという蓋然性はありました。なぜならば、このガイドラインの改正は平成27年6月です。この平成27年6月時点での携帯電話はどうだったかというと、もちろん通信の秘密とか個人情報保護のプライバシーの観点から、位置情報を取得される時は事前に音が鳴るとか画面にこれから位置情報を取得しますよというのを出す仕様になっていましたから、まずもって、その携帯端末の仕様を変更しなければなら



りません。一部報道によりますと、その一部仕様が変更された携帯端末の販売は昨年夏以降であり、また機種も、いろいろ載っているOSによって追跡できるものとできないものがあるという報道もありましたので、今現在でも実際に捜査に使える段階にあるかどうかということとは分からないところであります。

ちなみに、更問いで伺いますが、先ほど、ガイドライン改正後から先月の最高裁大法廷判決が出るまでの間の法的根拠は刑事訴訟法第218条1項ということ伺いましたが、現時点において、仮に令状を取得しようとするれば、法的根拠というのは何になりますか。どちらでも構いません。

○政府参考人(加藤俊治君)



お答えを申し上げます。

現時点においても、仮に令状を取得しようとするれば、その行おうとしている携帯電話の位置情報のリアルタイム取得というのは性質としては検証に当たるであろうと考えられますので、検証許可状を得ることが考えられますが、もとより今御指摘の最高裁大法廷判決の理解、分析との関係がございますので、その点を含めて検討を要すべき事柄であると考えております。

○吉川沙織君

最高裁大法廷判決を読みますと、「「検証」では捉えきれない性質を有することも否定し難い。」。つまり、今まで警察庁や法務省は、例えば、法務省は平成15年5月9日衆議院法務委員会での刑事局長答弁でも検証令状を取れば位置情報を取得できる旨答弁されていますが、今回の最高裁大法廷判決では検証令状を発付してもGPS捜査に疑義が残るとする判決が出ており、携帯位置情報についてのGPS捜査についても、これは車両にくっつけるGPS端末ともちろん携帯電話のGPS



の位置情報は性質は異なるところは何点もありますけれども、同じ検証令状でやることに違いはありませんし、刑事訴訟法第 218 条 1 項にその法的根拠があるならば立法化した方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○政府参考人(加藤俊治君)

お答えを申し上げます。



まず、御指摘がありましたように、当該御指摘の大法廷の判決は、自動車にいわゆるGPS装置を付けて位置情報を取得するという、いわゆるGPS捜査に関するものでございまして、事実関係が異なりますので、これが直ちに携帯電話の位置情報をリアルタイムに取得する捜査手法に及ぶかどうか、この点は事案を異にしているので直ちに適用が及ぶということにはならないわけでありませう。

ただ、もとより、その最高裁の判決の趣旨が携帯電話の位置情報取得に関しても及ぶかどうかということについては、この判決の理解、分析を通しまして検討すべき事柄でございます。

それらの分析でありますとか、さらに携帯電話の位置情報取得というのが、実際に位置情報を収集する仕組みとして具体的にどのようなものであるのか、その在り方などを踏まえて立法の要否については検討されるべき事柄であると考えております。

○吉川沙織君

総務省ガイドラインの第 26 条 3 項、「裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得する」とした規定は、今いろいろ答弁いただきましたけど、GPS捜査に関する具体的な立法なしに令状請求の審査を担当する個々の裁判官の判断に委ねることを相当としない今回の最高裁大法廷判決の趣旨とは整合は必ずしもしないのではないかと考えます。



ガイドライン第 26 条 3 項がGPS捜査の抜け道になってはならないと考えますが、その点について、警察庁でも法務省でも構いませんが、いずれか答弁をお願いします。

○政府参考人(加藤俊治君)

お答えを申し上げます。

まず、ガイドラインが抜け道になってはならないかどうかという点に関しましては、このガイドラインは総務省

におかれて電気通信事業者に対して主に発せられているものと承知しておりますので、これに関しまして申し上げる立場にはございません。

ただ、もとより捜査につきましては、刑事訴訟法等の規定に基づいて適正に行われるべきものであるというふうに認識しております。

○吉川沙織君



今回、もちろん、携帯GPSと車両GPSを、端末を装着するケースでは、例えば車両に勝手にくっつけられていれば、令状がなくて本人に通知の仕組みもなければ、対象者に発信している意思なんてありません。

携帯電話の場合はもちろん機能をGPSにオンにしているといけませんし、様々な違いは何点かあるのは承知しておりますが、ただ、同じGPSの位置情報を取得して捜査を行うという観点でいえば、このガイドラインを変

えるときのワーキンググループの議論では刑事訴訟法第 218 条 1 項が法的根拠であるとされていること、それから、先般の最高裁大法廷の判決を踏まえるならば、ほかの項目は構いませんが、第 26 条 3 項を運用して令状を取得して捜査するという運用は、少なくとも、今法務省でこれから検討をされるという答弁がございましたので、その検討がある程度、立法が必要だとか、このままやっぱり捜査手段は多い方がいいから置いておけというのであれば、検討はされるのかもしれませんが、今の段階では少なくとも第 26 条 3 項においては運用を見合わせる、若しくは、それを根拠に令状を取得するというのは見合わせるべきではないかと考えますが、そのことに対する見解を伺います。

○政府参考人(加藤俊治君)

お答えを申し上げます。

お尋ねは個々の個別具体的な事件における法の適用ということになりますので、この場で一概にお答えを申し上げることは困難でございます。

○吉川沙織君

では、困難ということでしたので、問いを変えたいと思います。

例えば、このガイドライン第 26 条 3 項で「裁判官の発付した令状に従うときに限り、」、この法的根拠は警察庁と法務省から刑事訴訟法第 218 条と伺いましたが、この令状は例えばどの罪名によって罪状が取れるのかとか、検証令状であることは分かりますけれども、どれだけの期間、例えば位置情報を取得できると運用で決めていたのか。

もちろん、こうやってガイドラインを改正させた以上は、



ある程度の運用ルール、GPSの端末を車両に取っ付けるのだから警察庁は運用ルールを定めていたぐらいですから、ある程度捜査方針定めた上でこうやってガイドライン改正させていると思うんですが、そういったものも全く今の時点ではなかったということでしょうか。

○政府参考人(高木勇人君)

携帯電話のGPS位置情報の取得についての捜査の運用要領についてのガイドラインといったものは定めていないところがございます。

○吉川沙織君

いずれにしても、先月、あれだけ大きなインパクト、最高裁大法廷で15人全員が違法判決を出して、検証令状をもってしてもGPSの捜査手法には疑義が残る、もちろん全てを否定するものではないがという補足意見も付いてはいましたけれども、やはり高度なプライバシーを有する情報が含まれる、捜査の対象範囲を大幅に超える私的な範囲にまで踏み込むのがGPS捜査、位置情報だと思いますので、そこはしっかり見ていきたいと思います。

最高裁大法廷判決でも、実施可能期間の限定、第三者の立会い、事後の通告等を立法化に当たって求めていますので、このガイドラインの内容も立法化をすべき内容であるということを申し上げておきたいと思います。

続きの議事録(4/4)は、[こちら](#)です。